

国民の保護に関する業務計画

平成 19 年 3 月

第一貨物株式会社

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、第一貨物株式会社(以下、「当社」という。)の業務に係わる武力攻撃事態等(武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)における国民の保護のための措置(以下、「国民保護措置」という。)および緊急処理事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、山形県国民保護計画(平成 18 年 1 月作成)およびこの計画に基づき、国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

1. 県民に対する情報提供

国民保護措置に関する情報は、県民に迅速に提供するよう努める。

2. 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と、連携体制の整備に努める。

3. 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するにあたっての方法等については、県および市町村から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して当社が自主的に判断する。

4. 安全の確保

国民保護措置の実施にあたっては、県および市町村の協力を得つつ、当社従業員のほか、当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に努める。

5. 山形県国民保護対策本部長の総合調整

(1) 山形県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

(2) 山形県知事より緊急物資の輸送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基

づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 国民保護連絡調整会議の設置

当社の業務に係わる国民保護措置および緊急対処保護措置に関する事務について、社内の連絡および調整を図るため、第一貨物国民保護連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)を設置する。

連絡調整会議の組織構成は別紙1のとおりとする。

2. 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集および連絡体制の整備

当社が管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況および道路状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

夜間、休日においても的確に連絡できる体制の整備に努める。また、武力攻撃事態等により連絡担当者が被害を受けた場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制の整備に努める。

通信体制の整備にあたっては、武力攻撃事態等により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、通信が行えるよう整備に努める。

平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施する。

3. 緊急参集体制および活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係従業員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め周知する(交通の途絶または被災等により参集が困難な場合を含む)。

武力攻撃事態等が長期におよんだ場合に備え、交代要員の確保等に関する体制の整備に努める。

食料、飲料水、医薬品等の備蓄または調達体制の整備に努める。

4. 特殊標章等の適切な管理

特殊標章等の使用の必要がある場合には、山形県知事に対して使用の許可申請を行い交付を受ける。また、交付を受けた特殊標章等は適切に管理する。

第2節 関係機関との連携

平素から県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施に関する連携体制の整備に努める。

第3節 警報または避難の指示等の伝達体制の整備

山形県知事から警報、避難の指示等を受けた場合において、当社における伝達先、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。

第4節 管理する施設等に関する備え

当社が管理する施設等が武力攻撃事態等により被害を受けた場合に、応急の復旧を行うための体制および資機材の整備に努める。

第5節 輸送に関する備え

1. 県および市町村が緊急物資の輸送を実施するための体制を整備する場合、連絡先、輸送能力および輸送施設に関する情報の提供等、必要な協力を行うよう努める。
2. 武力攻撃事態等において物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、県や市町村と連携しつつ、これらの緊急輸送に関わる実施体制を整備するとともに、異なる輸送モードを含めた他の指定公共機関、指定地方公共機関等との協力体制の構築に努める。

第6節 備蓄

1. 国民保護措置のための備蓄は、防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、品目、備蓄量、備蓄場所、資機材の供給要請先等の整理に努める。
2. 武力攻撃事態が長期にわたる場合においても、国民保護措置の実施に必要な資機材を調達することができるよう、市町村等との間でその供給等に関し、必要な体制の整備に努める。

第7節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう訓練の実施に努めるとともに、県または市町村が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 山形県国民保護対策本部等への対応

1. 山形県国民保護対策本部(以下、「山形県対策本部」という。)が設置された場合には、山形県対策本部を中心とした国民保護措置の推進に協力するよう努める。
2. 山形県知事から山形県対策本部の設置について連絡を受けたときは、第2章第3節に定めるところにより、社内に迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

1. 国民保護対策本部の設置等

(1) 国民保護対策本部の設置

山形県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、第一貨物国民保護対策本部(以下、「対策本部」という。)を設置する。

対策本部は、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集・集約、連絡および情報共有その他必要な業務を統括する。

対策本部を設置したときは、山形県対策本部にその旨を連絡する。

対策本部の組織構成は別紙1のとおりとする。

2. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、対策本部は必要に応じ第2章第1節に定めるところにより、関係従業員の緊急参集を行う。

3. 情報連絡体制の確保

(1) 情報収集および報告

対策本部は、施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況および道路状況等の武

力攻撃災害に関する情報について迅速に収集・集約し、必要に応じ県に報告する。

対策本部は、山形県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置の実施に必要な安全に関する情報等を収集するとともに、社内において当該情報の共有を図る。

(2) 通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合は、直ちに必要な通信手段の機能確認等を行う。

情報通信施設に支障が生じた場合は、応急の復旧のために必要な措置を講ずるとともに、山形県対策本部等にその状況を報告する。

武力攻撃事態等により、当社通信手段に被害を受けた場合や停電の場合等においては、応急の復旧に努める。

第3節 安全の確保

1. 国民保護措置を実施するにあたっては、その内容に応じ、県または市町村から武力攻撃事態等の状況、安全に関する必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制および応援体制の確立等についての支援を受けるものとし、当社が実施する国民保護措置に従事する者の安全確保に努める。
2. 国民保護措置を実施するにあたって、法に基づく特殊標章および身分証明書を使用する場合には、第2章第1節に定める申請を行い、山形県知事の許可に基づき適切に使用する。
3. 山形県知事より、警報、避難の指示等を受けた場合には、社内に対し迅速かつ確実な情報伝達を行う。

第4節 関係機関との連携

山形県対策本部、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

第5節 警報等の伝達

山形県知事より警報、避難の指示等を受けた場合には、第2章第3節に定めるところにより、社内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、前節の関係機関への伝達にも努める。

第6節 施設の適切な管理および安全確保

山形県知事より当社が管理する施設等に関する安全確保についての要請等があった場合には、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努める。

第7節 輸送の確保

1. 緊急物資の輸送

- (1) 山形県知事より緊急物資の輸送の要請等があった場合には、資機材の故障等により当該輸送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの輸送を的確かつ迅速に行う。
- (2) 緊急物資の輸送にあたっては、当該輸送の要請等を行った者より提供される安全に関する情報に基づき、当該輸送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全確保に十分配慮する。また、気象条件等の運行環境によっては、現場での輸送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講ずる。

2. 輸送の維持

- (1) 輸送業務について、輸送に必要な車両および施設の状況確認等、貨物を適切に輸送するために必要な措置を講ずる。
- (2) 運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、県および市町村その他関係機関に対し当該障害について連絡を行うとともに、県および市町村その他関係機関の協力を得つつ、他の指定公共機関、指定地方公共機関等と連携し、代替輸送の確保に努める。

第8節 安否情報の収集への協力

山形県知事および市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、山形県知事等が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

第9節 応急の復旧

1. 当社が管理する施設等および当社が行う国民保護措置に関し、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮したうえで施設等の緊急点検を実施し、これら被害の状況を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
2. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるにあたって、自らの要員、資機材等では的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県または市町村に対し、人員や資機材の提供、技術的助言、その他応急の復旧のために必要な措置に関し支援を求める。

3. 対策本部は必要に応じ、被災情報および応急の復旧の実施状況を県に報告する。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

1. 緊急処理事態対策本部の設置

- (1) 山形県緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、第一貨物緊急処理事態対策本部(以下、「緊急対策本部」という。)を設置する。
- (2) 緊急対策本部は、社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集・集約、連絡および情報共有その他必要な業務を統括する。
- (3) 緊急対策本部を設置したときは、山形県緊急処理事態対策本部にその旨を連絡する。
- (4) 緊急対策本部の組織構成は別紙1のとおりとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制ならびに措置の内容および実施方法については、この計画の第2章および第3章の定めに従って行う。

第5章 計画の適切な見直し

1. 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は軽微な変更である場合を除き、山形県知事に報告するとともに、関係市町村長に通知する。
2. この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努める。

組織構成

国民保護連絡調整会議
国民保護対策本部
緊急対処事態対策本部

